

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 東京都公有財産規則の一部を改正する規則……………(財務局財産運用部総合調整課)……………一
- 東京都公有財産管理運用委員会規則の一部を改正する規則……………(同)……………一
- 東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則……………(病院経営本部サービス推進部事業支援課)……………一

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………二
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………(同)……………二
- 公共測量の実施……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………二
- 市街地再開発組合の定款の変更認可……………(都市整備局市街地整備部民間開発課)……………二
- 市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更認可(二件)……………(同)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………四

告示 (内水漁管)

- 多摩川のしじみ漁業権免許に伴う漁業権行使の制限……………六
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………六
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)……………八
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)……………八
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………九
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………一〇
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………(水道局)……………一〇
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………(同)……………二

規則

東京都公有財産規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十六年八月十九日
東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第三百三十一号

東京都公有財産規則の一部を改正する規則
東京都公有財産規則(昭和三十九年東京都規則第九十三号)の一部を次のように改正する。
第三十六条の二第一項に次のただし書を加える。
ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
第四十六条第三号及び第四号中「免除」の下に「並びに保証金の免除」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都公有財産管理運用委員会規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十六年八月十九日
東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第三百三十二号

東京都公有財産管理運用委員会規則の一部を改正する規則
東京都公有財産管理運用委員会規則(昭和三十九年東京都規則第九十四号)の一部を次のように改正する。
第二条第三号及び第四号中「免除」の下に「並びに保証金の免除」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十六年八月十九日
東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第三百三十三号

東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則
東京都立病院条例施行規則(昭和三十六年東京都規則第五十三号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第一号(三)に次のように加える。
カ S-I内服投与、オキサリプラチン静脈内投与及びパクリタキセル腹腔内投与の併用療法 一回 一万八千六百円

附則

告示

この規則は、平成二十六年八月二十日から施行する。

●東京都告示第千三百三十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年八月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 被処分者

(一) 商号 株式会社 Warm Home

(二) 代表者氏名 代表取締役 坪川 悠太

(三) 主たる事務 新宿区高田馬場二丁目十四番四号 八

所の所在地 城ビル四〇二

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九三六〇八号

(五) 免許年月日 平成二十三年十一月十八日

二 処分年月日 平成二十六年八月八日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

●東京都告示第千三百三十二号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十六年八月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

商号 代表者氏名 主たる事務 所 免許証番号 月日 免許年

株式会社 代表取締役 武蔵野市吉 平成二
サンドリ 齋藤 辰夫 祥寺本町一 (8)第四八二 十五年
アハウジ 丁目三十四 五三三 十月三
ング 番十五号 日

株式会社 代表取締役 葛飾区亀有 平成二
ジーディ 小原 直樹 二丁目六十 (3)第八〇三 十四年
プランニ 八番一号 八九号 一月十
ング 一日

●東京都告示第千三百三十三号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、墨田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年八月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 測量施行者 墨田区

二 測量の種類 公共測量（都市再生地籍調査（地籍図根三角点及び地籍図根多角点の座標変換））

三 測量の区域 墨田区立川三丁目、立川四丁目、菊川二丁目、菊川三丁目及び江東橋五丁目各地内

四 測量の期間 平成二十六年八月四日から平成二十七年三月十日まで

●東京都告示第千三百三十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八

条第一項の規定に基づき日本橋二丁目地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年八月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 組合の名称

日本橋二丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十五年四月十二日から平成三十二年三月三十一日まで

三 施行地区

中央区日本橋二丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区日本橋二丁目五番十三号

五 変更の内容

事務所の所在地を中央区日本橋二丁目十番二号に変更する。

六 定款の変更の認可の年月日

平成二十六年八月十九日

●東京都告示第千三百三十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の十六第一項の規定に基づき豊洲二丁目駅前地区第一種市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年八月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の氏名又は名称

三井不動産株式会社及び江東区

二 事業施行期間

平成二十四年八月三十日から平成二十九年九月三十日

まで

三 施行地区

江東区豊洲二丁目地内

四 第一種市街地再開発事業の名称

豊洲二丁目駅前地区第一種市街地再開発事業

五 事務所の所在地

中央区日本橋室町三丁目一番二十号 三井別館九階

六 施行認可の年月日

平成二十四年八月三十日

七 変更の内容

事業施行期間を平成三十年九月三十日まで延長する。

事務所の所在地を中央区日本橋室町三丁目一番二十号

三井別館八階に変更する。

八 規約及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十六年八月十九日

●東京都告示第千三百三十六号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七條の十六第一項の規定に基づき調布駅北第1B地区第一種市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七條の十五第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年八月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の氏名又は名称

株式会社バルコ、馬部三郎及び小泉美恵子

二 事業施行期間

平成二十五年三月二十八日から平成二十八年三月三十一日まで

一日まで

三 施行地区

調布市小島町一丁目地内

四 第一種市街地再開発事業の名称

調布駅北第1B地区第一種市街地再開発事業

五 事務所の所在地

渋谷区神泉町八番十六号

六 施行認可の年月日

平成二十五年三月二十八日

七 変更の内容

施行者の氏名又は名称を株式会社バルコ及び馬部三郎に変更する。

八 規約及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十六年八月十九日

●東京都告示第千三百三十七号

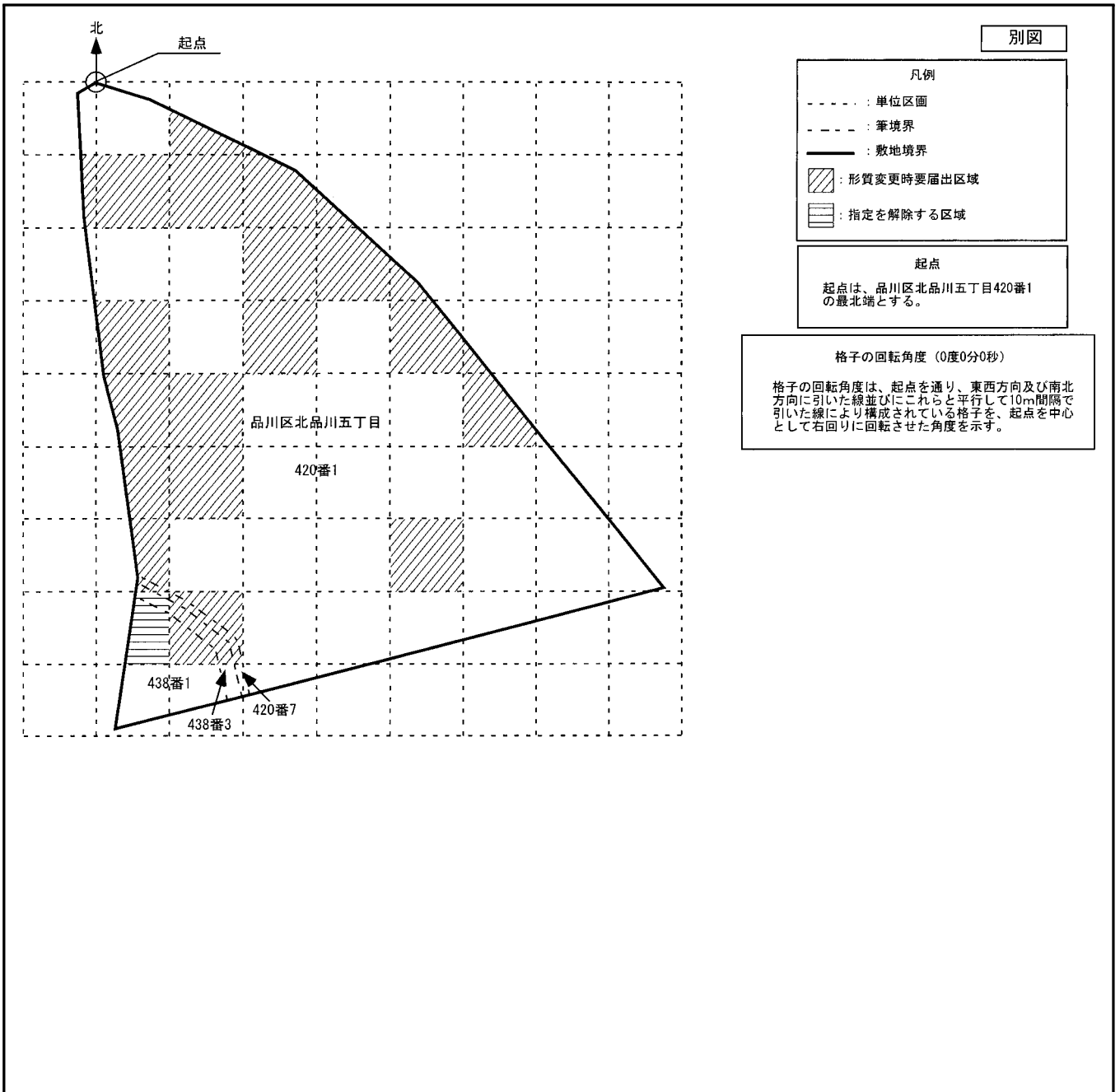
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十二條第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第六百二十六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十六年八月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区北品川五丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 トリクロロエチレン

三 講じられた汚染の除去等の措置 詳細調査の実施



別図

凡例

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域
- ≡ : 指定を解除する区域

起点

起点は、品川区北品川五丁目420番1の最北端とする。

格子の回転角度(0度0分0秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千百三十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年八月十九日

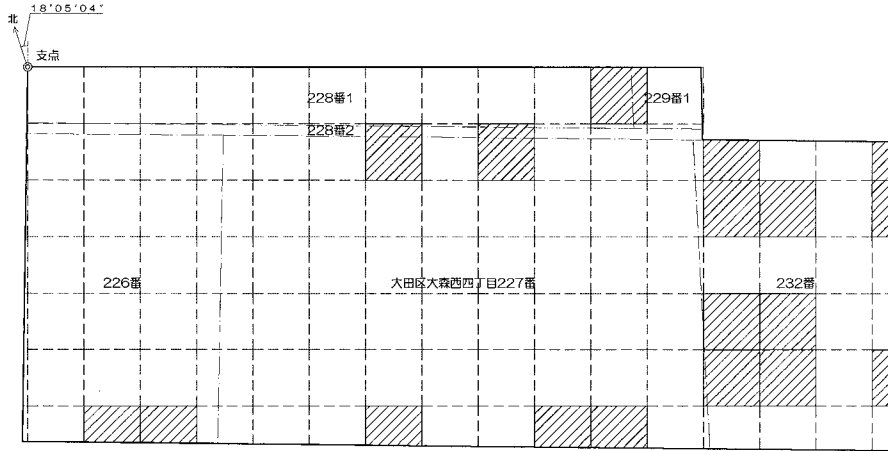
東京都知事 舛添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区大森西四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【支店】
支店は、大田区大森西四丁目228番1の最北端とする。

【格子の回転角度(18° 05' 04")】
格子の回転角度は、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支店を中心として右回りに回転させた角度を示す。

凡 例	
	調査対象地(敷地境界)
	筆道界
	単位区画線
	形質変更時要届出区域

●東京都告示第千百三十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

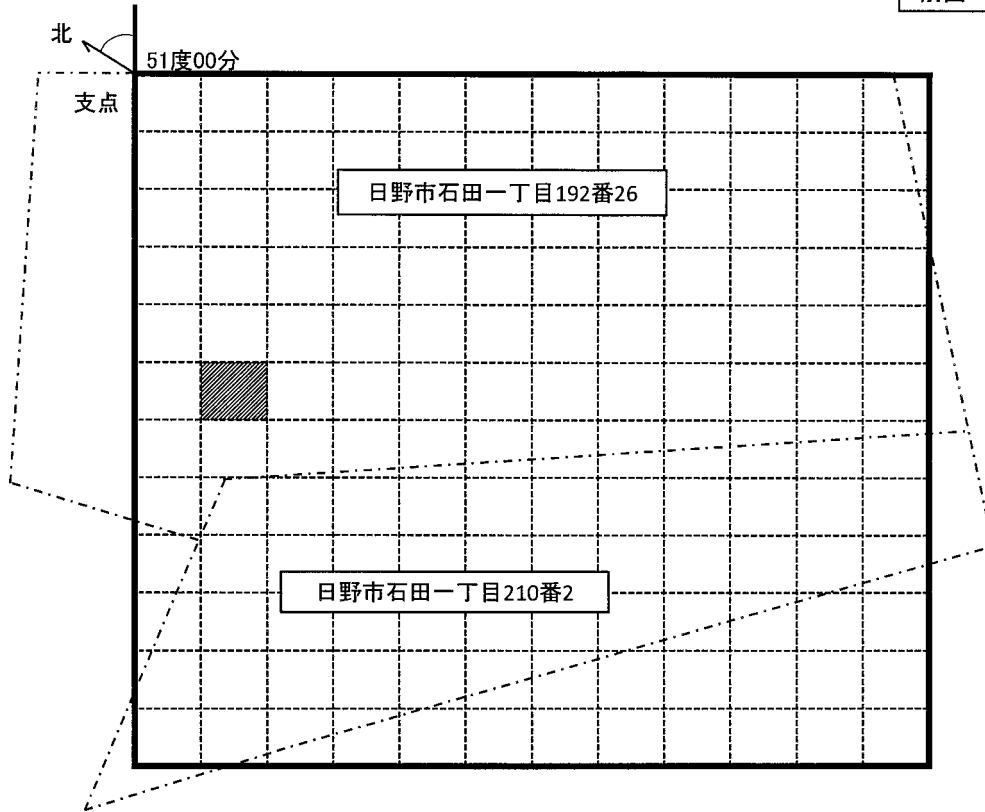
平成二十六年八月十九日

東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(日野市石田一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



<支点>
 支点は、調査対象地の最北端(北緯 35度39分59秒
 東経 139度25分46秒)とする。

<格子の回転角度(51度00分)>
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向
 及び南北方向に引いた線並びにこれらと
 平行して10m間隔で引いた線により構成
 されている格子を、支点を中心として右回りに
 回転させた角度を示す。

<凡例>
 — 調査対象地
 - - - 筆境界
 - - - 単位区画
 ■ 形質変更時要届出区域

告 示 (内水漁管)

●東京都内水面漁場管理委員会指示第四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条
第一項及び第三十條第四項の規定に基づき、漁業権の行
使の制限について、次のとおり指示する。

平成二十六年八月十九日

東京都内水面漁場管理委員会

会長 井 草 利 久

(漁業権の行使の制限)

一 内共第十三号及び内共第十四号による第一種共同漁業
の免許を受けた者は、当該免許の漁場の区域における遊
漁者によるしじみの採捕を拒んではならない。

(指示の有効期間)

二 この指示の有効期間は、平成二十六年九月一日から平
成二十七年八月三十一日までとする。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申
請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五
条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認
証の申請があったので、同条第五項において準用する同法
第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に
関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条
において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり
公告する。

平成二十六年八月十九日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあった年月日
平成二十六年六月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人脳を活性化する会

三 代表者の氏名
本田 ゆみ

四 主たる事務所の所在地
東京都港区南青山六丁目一番三十二号 南青ハイッ
一三

五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民に対して、脳の活性化に關して医療従事者と連携して医学的解明の研究や調査を行い、脳の活性化の方法や考え方を普及啓発して、より多くの人たちの心と身体の健康を促進・維持に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十六年六月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人認知症当事者の会

三 代表者の氏名
戸谷 修二

四 主たる事務所の所在地
東京都武蔵村山市大南四丁目二十一番地の一 エステ
ート大南公園九一五〇三号

五 定款に記載された目的
この法人は、認知症当事者の、認知症当事者による、

認知症当事者のための医療、ケア、社会を目指すべく、認知症の当事者同士がつながり、情報や意見を伝え合い話し合う場づくりを行い、下記二つの活動を目的とする。

(1) 認知症の当事者の意見や提言を社会に伝えていく。

(2) 医療、ケア、行政、報道、各種企業など、社会を構成するすべての分野において、集積した当事者の意見を生かすことができるような社会、つまり認知症対応型社会の実現。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十六年六月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称
認定NPO法人いきいきねっと

三 代表者の氏名
榎本 信哉

四 主たる事務所の所在地
東京都中央区日本橋茅場町一丁目八番五号 KKビル
六階

五 定款に記載された目的
この法人は広く一般市民を対象として医療を受ける市民目線で医療情報や医療制度の情報を提供することの支援事業を行い、それにより、まず予防医療の充実や適切な医療機関の選択により重複診療などの医療費の無駄の防止を図ること、次に市民に医療制度への関心を持ってもらうことにより公的保険制度のもと、市民が平等に医療サービスを楽しむことができる健全な医療体制の維持発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十六年六月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人えどがわエコセンター

三 代表者の氏名
小林 豊

四 主たる事務所の所在地
東京都江戸川区船堀四丁目一番一号 江戸川区総合区
民ホール内

五 定款に記載された目的
エコセンターは、区民一人ひとりが環境について学び続けるとともに、これまでに培ってきた地域社会を大切にしつつ、区民、事業者、区が相互に連携・協働の取り組みを推進することで、地球環境への負荷を減らしながら、さらに活力のある地域社会を創造していくことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十六年六月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人すこやか

三 代表者の氏名
渡邊 義明

四 主たる事務所の所在地
東京都荒川区東日暮里二丁目二十一番一〇一号
サンウッドヤマシタ

五 定款に記載された目的
この法人は、一般市民を対象として、高齢者及び心身

障害者(児)(以下、「高齢者等」という。)のための在宅福祉サービス事業、高齢者等の外出支援、生きがいづくりのための行事の企画・開催、介護ボランティアの育成・紹介、高齢者等の介護予防・住宅問題等の相談、高齢者等の食の安全の啓発、介護従事者の資質向上研修などの事業を行いながら、介護のみならず衣食住の生活の場から総合的に高齢者等のサポートを行い、高齢者等が地域で安心して住み続けられるよう地域ケアを構築し、地域福祉の増進、豊かな地域社会の確立に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年八月十九日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年六月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 A S r i d
- 三 代表者の氏名
安念 潤司
- 四 主たる事務所の所在地
東京都千代田区永田町二丁目九番六号 十全ビル七〇五号室

五 定款に記載された目的

この法人は、希少・難治性疾患分野のステイクホルダー(患者を含む関係者)が抱える広義の課題解決や負担軽減を行うための仕組み及びサービスを「つくる」「つなげる」ための事業、当該分野関連知識の利用と啓発ならびに研究の促進に関する事業を行い、公共の利益と経済活性化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人脳梗塞リハビリ研究会

三 代表者の氏名

早見 泰弘

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区新富二丁目一番三号 中央時宝ビル一階

五 定款に記載された目的

この法人は、現在百五十万以上にも及ぶ脳梗塞患者に対して、特にリハビリを必要とする患者の方が回復に向けた効果的なりハビリの研究並びに実践を行い脳梗塞リハビリの向上に寄与することを目的とする。また、脳梗塞患者を持つご家族の悩みを解消するために脳梗塞リハビリの現状や研究等を踏まえた患者の支え方を啓発し、ご家族同士の交流・情報交換・ネットワークを広げ、脳梗塞リハビリにおける悩みや課題を解決できるよう福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人マルクト

三 代表者の氏名

加藤 都

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区笹塚二丁目二十五番五―三〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、日本国内の地域資源等を活用した産業の創出や雇用創出等を実現するための諸活動を行うと同時に、海外特に新興国の経済発展の一翼を担うべく各種活性化策を行う。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人医療英語学習支援協会

三 代表者の氏名

大森 厚子

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田小川町三丁目八番 神田駿河台ビル八階

五 定款に記載された目的

この法人は、おもに医療従事者、また広く一般市民(外国人を含む)を対象として、医療現場で使用される英語(その他の言語を含む)の学習支援を骨子として、

生活におけるさまざまな支援事業を通じ、我が国における医療環境のグローバル化の促進と、更なる発展に向けて寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 e Education

三 代表者の氏名

三輪 開人

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区外神田三丁目十六番十四号 七〇二

五 定款に記載された目的

この法人は、開発途上国の子どもたちをはじめとする、学習機会や学習環境に恵まれない人々に対して、日本および開発途上国の若者が中心となり、映像教育の提供を中心とした学習支援事業を行い、彼らが自らの可能性に挑戦できる社会の実現に寄与すると同時に、これを発信して広めていくことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年八月十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十六年八月十九日

東京都知事 外 添 要 一

一 店舗名

二 店舗所在地

三 設置者名

四 設置者住所

五 変更を行った小売業者の氏名又は名称

六 変更前の小売業者の代表者名

七 変更後の小売業者の代表者名

八 変更日

九 届出日

十 縦覧場所

十一 縦覧期間

東小金井国際興業ビル
小金井市中町二丁目二十三番二十三号
国際興業株式会社
中央区八重洲二丁目十番三号
イオンマーケット株式会社
川口 高弘
豊田 靖彦
平成二十六年五月十六日
平成二十六年七月二十九日
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
平成二十六年八月十九日から同年十二月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十二 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

二 店舗所在地

三 設置者名

四 設置者住所

五 変更前の小売業者の氏名又は名称

六 変更後の小売業者の氏名又は名称

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称

八 変更前の小売業者の住所

九 変更後の小売業者の住所

十 変更前の小売業者の代表者名

十一 変更後の小売業者の代表者名

十二 変更日

十三 届出日

十四 縦覧場所

十五 縦覧期間

JR町田駅ビル
町田市原町田六丁目一番十一号
東日本旅客鉄道株式会社
渋谷区代々木二丁目二番二号
株式会社シッブスほか四十七名
株式会社シッブスほか四十三名
株式会社ルドームほか六名
渋谷区神南一丁目六番十二号(株式会社ルドーム)ほか
渋谷区神南一丁目五番六号(株式会社ルドーム)ほか
百武 茂樹(株式会社パビロン)ほか
木村 治(株式会社トリニティアーツ)ほか
平成二十六年四月一日ほか
平成二十六年七月二十九日
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
平成二十六年八月十九日から同年十二月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十六年八月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 (仮称)二子玉川東第二地区市街地再開発ビル(II-a街区)
- 二 店舗所在地 世田谷区玉川一丁目五千百番一ほか
- 三 設置者名 二子玉川東第二地区市街地再開発組合
- 四 意見
- ア 聴取者 世田谷区長
- イ 概要 意見なし
- ウ 収受日 平成二十六年七月二十五日
- 五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 六 縦覧期間 平成二十六年八月十九日から同年九月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定給水装置工事事業者の指定について

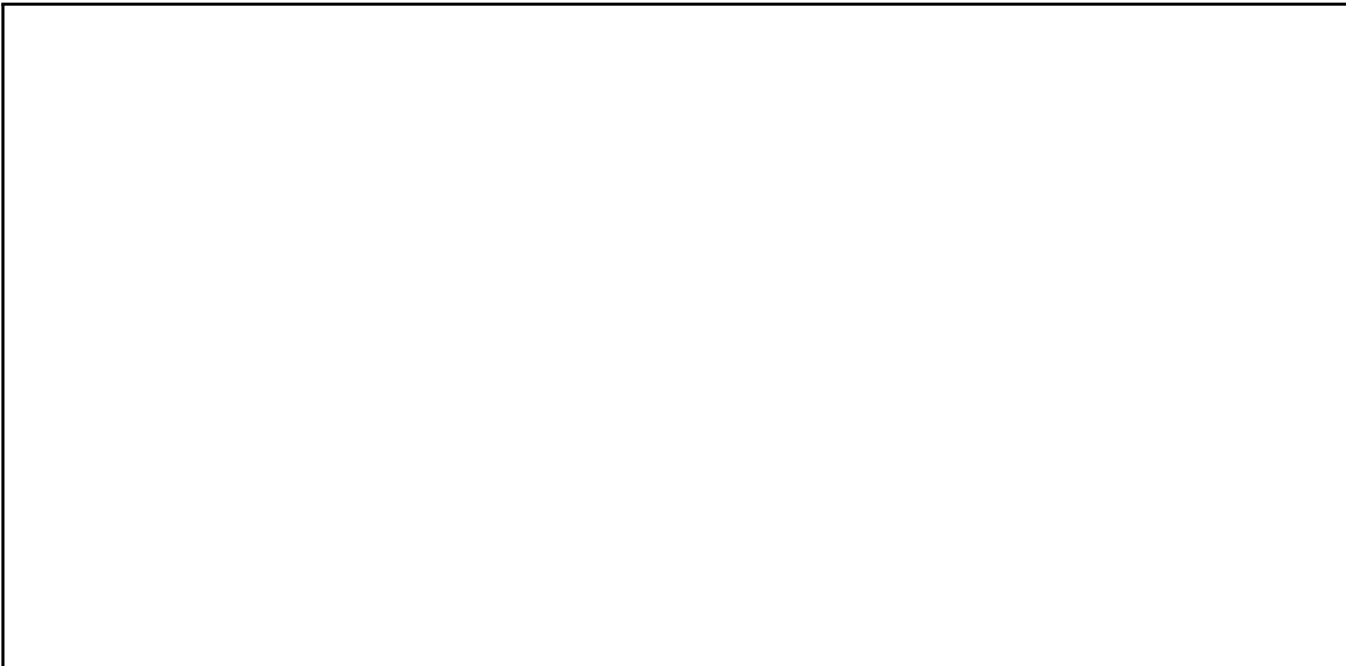
水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第十六条の二第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

平成二十六年八月十九日

東京都水道局長 吉 田 永

指定番号	商号	代表者	住所	指定年月日
八九七四	株式会社 高松建設工業	高松 洋行	千葉県船橋市上山町三丁目五百二十二番地五	平成二十六年六月十七日
八九七五	アサヒ設備管理株式会社	田村 隆信	八王子市館町千九十七番地館ヶ丘団地二一五一一四	同日
八九七六	箕輪興業	箕輪 貴行	神奈川県川崎市幸区南加瀬五丁目二番四十一号一階	同日
八九七七	株式会社 三友熱学	小川 耕一	世田谷区三軒茶屋二丁目三十九番二号	同日
八九七八	株式会社 シムラ	志村 知哉	神奈川県川崎市宮前区初山一丁目二十四番十号	同日
八九七九	株式会社 航晴社	高田 剛	神奈川県横浜市中区名瀬町二千七百七番地	同日
八九八〇	株式会社 スリーアイ	森田 一好	荒川区荒川六丁目五十一番五号	同日
八九八一	岡本設備株式会社	岡本 享	府中市小柳町五丁目十五番地の十二	同日
八九八二	ノアル総合設備株式会社	高橋 直幸	神奈川県相模原市緑区下九沢千四百三十八番地四	同日
八九八三	株式会社 オプシンク	太田 浩治	中野区新井一丁目四番二番地ウイラ	同日
八九八四	エヌビーエスエンジニアリング株式会社	中村 一雄	千葉県浦安市入船四丁目一番十一号	同日
八九八五	株式会社 菅原設備	菅原 朗	愛知県津島市元寺町三丁目二十一番地二	同日
八九八六	有限会社 ユニオン設備工業	篠原 浩次	町田市鶴間千七百四番地一ダイアパレス南町田三〇五	同日
八九八七	谷川設備	谷川 眞	練馬区高松六丁目一番三〇一三〇一三〇一	同日
八九八八	本多土木有限会社	本多 政夫	世田谷区喜多見九丁目十七番十二	同日

<p>指定番号 商号 代表者 住所 廃止年月日</p> <p>東京都水道局長 吉田 永</p> <p>平成二十六年八月十九日</p> <p>水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。</p> <p>東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について</p>	八九九八	株式会社 テイクユースタイル株式会社	竹内 敏夫	町田市森野一丁目三十三番三号	同日	八九九〇	株式会社 純和興業	二丹田純一	八王子市大谷町五百十九番地	同日	八九九一	北進工業株式会社	北之間公昭	練馬区谷原一丁目七番十四号	同日	八九九二	上杉水道工事店	吉住 剛史	足立区綾瀬三丁目十八番二十二号	同日	八九九三	株式会社 千代田防災	田口 正幸	東村山市多摩湖町一丁目二十四番地一	同日	八九九四	株式会社 DKN Enterprise	出口 卓也	神奈川県三浦市三崎町諸磯千七百二十五番地	同日																				
	六八五三	日本ビル株式会社	高村 昇	千代田区岩本町一丁目十三番五号 四階	平成二十六年五月十五日	六九一六	有限会社 村上技建	村上 春生	葛飾区東水元五丁目三十七番八号 オイエムレヂデンスB1-01号	同日	六五九〇	株式会社 伊藤住設	伊藤 正和	埼玉県川越市大字上寺山五百十五番地一	平成二十六年六月二日	一六三	増淵工業株式会社	増淵 巖	荒川区南千住二丁目二番一号	同日	七四九二	水井工業	加茂 勉	杉並区上井草三丁目十三番十二号	同日	六三六九	有限会社 創栄	井上 昌治	練馬区高松六丁目一番三三〇一	同日	一三九九	有限会社 大平工業	熊澤 光吉	杉並区下高井戸五丁目十番二十一	同日	三八七三	上杉水道工事店	吉住 文雄	足立区綾瀬三丁目十八番二十二号	同日	八二三八	きたのま設備工業	北之間公昭	練馬区谷原一丁目七番十四号	同日	八五二八	純和興業	二丹田純一	日野市多摩平一丁目五番地の十二	同日
	一四〇〇	有限会社 鈴村商会	鈴村 喜八	世田谷区八幡山二丁目一番三号	平成二十六年六月十七日	一七七	株式会社 管工社	関口 良平	中野区弥生町六丁目五番八号	同日	八八一八	浜中技建	濱中 良一	青梅市畑中三丁目七百三十九番地の十	同日	六四二	鐘淵工業株式会社	小松澤 肇	墨田区墨田五丁目四十七番十九号	平成二十六年六月十九日	一〇九九	有限会社 常陸工業所	鈴木 重司	江東区北砂三丁目十二番一号	同日	三二〇四	市川工業株式会社	菅野 義弘	江戸川区東小岩六丁目十五番六号	平成二十六年六月二十六日	四二二	富屋工業株式会社	富澤 国俊	品川区東大井四丁目十二番十七号	同日															



発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002